平成２４年（フ）第９５８号
さいたま市北区日進町１丁目678番地３　プレステージハイツ202号、旧住所さいたま市北区日進町１丁目494番地３　若林ハイツ305号
債務者　木村　博典（旧姓佐々木・大野）
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９６４号
埼玉県蓮田市西新宿１丁目82番地　グランハイム宮沢Ｈ―202号
債務者　五十嵐武尊（旧姓箱田）
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
神奈川県平塚市広川607番地の15
債務者　亀山みゆき
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４３号
神奈川県厚木市下川入227番地１　プレジール倖和Ⅱ―202
債務者　鎌倉　翔一
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３５８号
神奈川県厚木市中町３―８―11　仁厚会病院４階410号室、住民票上の住所神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷1036番地の９　グリーンハイツ５―102
債務者　佐野れい子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２００号
静岡県三島市芙蓉台２丁目15番地の５
債務者　池田紀美子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
静岡県三島市松本356番地
債務者　田邊　秋子（旧姓勝又）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
兵庫県加古川市平岡町高畑369番地の３　アルファ・ポレール103号
債務者　蔭山　明美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１２１３号
横浜市西区中央２丁目54番６―403号
債務者　竹之上理恵
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２７号
横浜市南区吉野町５丁目27番地２　アセントマウンテン容湖601号
債務者　井上英里子（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９２号
横浜市戸塚区前田町1264番地１　グランシティ東戸塚407号
債務者　伊東　　正
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３０９号
横浜市保土ケ谷区仏向町1379番地９　レオパレス三立ハイツＣ―101号
債務者　簗取　信之
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３４号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目14番地５　サマックスエトワールＦ棟203
債務者　宇野正次郎
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３４６号
神奈川県鎌倉市笛田５丁目５番20号　第二さくら荘201
債務者　塩井　明子
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３５３号
横浜市鶴見区北寺尾３丁目18番11号　斉藤方
債務者　中村　淳次
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３５７号
横浜市西区西戸部町３丁目285番地26
債務者　定免　史泰
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部